

## せせらぎ水路の維持管理に関する覚書

神戸市（以下「甲」という。）と郡家地区自治会（以下「乙」という。）との間に、御影町郡家地区に設置するせせらぎ水路及び水路周辺の植栽（以下「せせらぎ水路等」という。）の良好な環境の維持及び管理について、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、せせらぎ水路等を地域のシンボルとして、良好に維持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （せせらぎ水路等の区域）

第2条 この覚書の対象となるせせらぎ水路等の区域は、別図のとおりとする。

### （期間）

第3条 せせらぎ水路等の維持管理は、当該施設が存続する期間行うものとする。

### （維持管理）

第4条 甲は、せせらぎ水路の施設に損傷が生じたときは、速やかな復旧に努めるものとする。

2 乙は、せせらぎ水路の良好な環境保全に努めるため、清掃やゴミの処分などの日常の維持管理を行うものとし、甲は、これに協力するものとする。

3 乙は、せせらぎ水路の維持管理を行うために、集水柵に設置されたバルブで水量の調節を行うことができる。

4 乙は、施設の破損や事故等が発生したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

### （安全管理）

第5条 せせらぎ水路の危険防止のための安全管理及び啓発については、甲及び乙が協力して行うものとする。

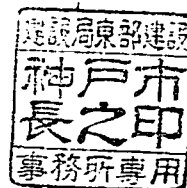
### （疑義の解釈）

第6条 この覚書に定めのない事項若しくは解釈に疑義が生じたとき、又はこの覚書に変更の必要が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年 11月 15日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市  
代表者 神戸市長 笹山 幸俊



乙 郡家地区自治会  
代表者